



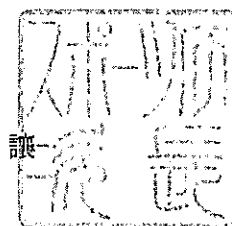
29ス庁第459号
平成29年12月1日

各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 国 公 私 立 大 学 長
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長 殿
構造改革特別区域法第12条1項の

認定を受けた各地方公共団体の長
公益社団法人日本山岳・

スポーツライミング協会会長
公益財団法人全国高等学校体育連盟会長

スポーツ庁次長
今 里



(印影印刷)

冬山登山の事故防止について（通知）

登山事故の防止については、例年関係方面の御協力をいただいているところですが、本年3月に栃木県那須町において発生した雪崩に伴い高等学校の生徒7名及び引率教員1名が亡くなるという事故を受けて、スポーツ庁では、本年9月に「高校生等の冬山・春山登山の事故防止のための有識者会議」を設置し、高校生（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。）及び高等専門学校第1学年から第3学年までに属する生徒（以下、「高校生等」という。）の冬山登山の事故防止のための方策について、専門的な観点から検討を依頼し、本年11月28日、別紙1のとおり、報告書を取りまとめたいただきました。

本報告書では、冬山登山は遭難事故の発生の可能性がある非常に厳しい環境下で行われる活動であることから、高校生等は、引き続き、原則として冬山登山は禁止とし、例外的に実施する場合には、豊富な知識と経験を有する指導者が必要であることはもとより、計画の事前審査を行うなど万全の安全対策が不可欠であると改めて確認されるとともに、今後の事故防止のための方策について具体的に提案されました。

スポーツ庁としては、本報告書を踏まえ、今後さらに施策の充実に取り組むこととしており、貴職におかれましても、別紙1を参考にしながら、高校生等については、下記のとおり原則として冬山登山は行わないよう、引き続き御指導願います。

また、近年、一般の冬山登山者は年々増加し、冬山における山岳遭難発生件数は増加傾向にあります。さらに、火山には、噴気や火山ガスが発生している危険な場所があり、登山する山が火山の場合には、気象庁や各都道府県等が発表している最新の情報を入手し、十分に注意する必要があります。

については、別紙2「冬山登山の警告」を関係機関・団体及び関係者に周知するとともに、密接な協力の下、この趣旨を登山者に周知徹底され、事故防止に万全を期されるよう御配慮願います。

このことについて、都道府県知事におかれては、所管の関係部局・機関・団体及び高等学校（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。）に対して、都道府県・指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の関係部局・機関・団体及び高等学校（中

等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。)並びに域内の市区町村教育委員会に対して、株式会社立高等学校を認定した地方公共団体の長におかれては、認可した高等学校に対して周知願います。

また、公益社団法人日本山岳・スポーツライミング協会及び公益財団法人全国高等学校体育連盟におかれては、各都道府県加盟団体等に周知するとともに、当該団体等において事故防止に係る積極的な取組が行われるよう御協力願います。

記

1. 高校生等の冬山登山の原則禁止

高校生等については、総合的な登山経験が不足しているだけでなく、厳しい環境での登山における技術、体力、リスクマネジメント能力等が不十分であるため、冬山における安全を確保することは極めて難しいので、原則として冬山登山は行わないこと。

冬山登山とは、主に積雪期における登山とするが、時期に関わらず、気温の変化や降雪・積雪等の気象条件による凍結、吹雪、雪崩等に伴う転滑落、埋没、凍傷、低体温症などにより、遭難事故等が発生する可能性のある環境下で行う活動のことをいう。

なお、これには、各都道府県高等学校体育連盟(以下、「都道府県高体連」という。)が主催する登山や登山に関する講習会等を含み、スキー場のコース内におけるスノースポーツ(*)を除く。

(*)スノースポーツとは、スキー、スノーボード、チェアスキーその他の雪上のスポーツや遊びのこと

2. 高校生等が例外的に冬山登山を実施する場合の条件及び留意点等

高校生等の登山の教育的意義の観点から、例外的に冬山登山を実施する場合には、次に掲げる実施するために必要な条件等を整えること。また、実施に当たっては、別紙1の「高校生等の冬山登山の事故防止のための方策について(平成29年11月28日、高校生等の冬山・春山登山の事故防止のための有識者会議)」を踏まえること。

【実施するために必要な条件等】

①適切かつ安全な場所での基礎的な内容にとどめること

活動場所については、冬山登山の獲得目標を踏まえ、そのために適切な場所であるかを十分に複数で検討すること。その上で時期、気象状況、地形、斜度、積雪量、参加生徒と指導者の技量やバックアップ体制の充実程度などから選定すること。また、活動内容は安全登山のための基礎的な内容であり、登頂を目的とはせず、歩行技術(歩き方、ラッセル等)や生活技術(幕営、炊事等)等の習得を目的とする活動とすること

②指導者の条件を整えること

冬山登山の実施に当たっては、必ず複数の指導者の引率体制とし、少なくとも1人(リーダー)は、冬山のような厳しい環境下での登山について豊富な知識と経験を有する者であり、山岳に係る資格を有していることが望ましい。なお、資格に準じるものとしては、国立登山研修所又は各都道府県が主催する研修会の履修とともに、一定の難易度以上の積雪期登山のリーダー経験を有し、継続的に活動していることが望ましい。

また、リーダー以外の引率者においても、登山に係る研修会・講習会に積極的かつ継続的に参加するなど、自ら資質向上に努めること。

③登山計画審査会（仮称）の事前審査を受けること

冬山登山を実施する高等学校(中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。)及び高等専門学校(以下「高等学校等」という。)又は都道府県高体連等は、事前に登山計画(活動目的、活動場所(山域、ルート)、活動内容、参加生徒等の活動経験、引率者・指導者の体制と資質、装備内容、荒天時の対策、緊急時の対策等)を作成し、各都道府県において設置する登山計画を審査する組織(登山計画審査会(仮称))の審査を受けるものとする。なお、審査対象としては、都道府県高体連が主催する講習会等も含めること。

各都道府県教育委員会、各都道府県私立学校主管部局及び都道府県高体連は、各機関が連携して地元の登山の専門家など外部有識者を含めた登山計画審査会(仮称)を設け、高等学校等又は都道府県高体連等が実施する冬山登山の登山計画を総合的に審査し、必要に応じて改善を指示すること。なお、これを通じて、登山指導者の育成を図ること。

また、各国公立大学法人附属、市町村立及び株式会社立の高等学校等においては、高校生等が参加する登山計画について、所在する都道府県の教育委員会、私立学校主管部局及び県高体連等と連携するなどして、地元の山岳関係団体や登山専門家の助言を求めること。

④校長及び保護者の了解を得ること

冬山登山の登山計画を作成する者(部活動顧問教員又は都道府県高体連の関係者等)は、適切な獲得目標を設定し、必ず事前に可能性のある行動範囲と行動内容、荒天時の変更案などを盛り込んだ登山計画等を示し、参加する高校生等の校長及び保護者の了解を得ること。

⑤生徒への事前指導等を実施すること

各高等学校等において、登山部の指導者は登山計画の内容、留意すべき点、持ち物等について確認するとともに、考えられるリスク(危険)や対策等についても事前に指導しておくこと。併せて日頃の部活動の中で、冬山登山に必要な基礎的な知識、技術等に加えて、冬山登山の多様なリスクや安全確保についても指導しておくこと。

なお、高等学校等や都道府県高体連以外の団体が主催する高校生等以下が参加する冬山登山についても上記に準じて実施すること。

3. 高校登山部指導者の質の向上等について

高校生等の冬山登山を安全に実施するためには、冬山登山の活動中において部活動顧問教員等の指導者が気象条件等を踏まえて適切に判断することが必要であり、そのためには指導者各々の質の向上に取り組まなければならないことから、登山部を設置する高等学校等の校長、学校の設置者又は各自治体の関係者においては、部活動顧問教員等の指導者の研修機会を確保するとともに、研修会への参加に配慮を行うこと。

(本件担当)

【一般の登山に関すること】

スポーツ庁健康スポーツ課 (内線 3939)

【運動部活動・学校行事に関すること】

スポーツ庁政策課学校体育室 (内線 3777)

電話 03-5253-4111 (代表)

高校生等の冬山登山の事故防止のための方策について

高校生等の冬山・春山登山の事故防止のための
有識者会議

(平成29年11月28日)

<目次>

1. 高校生等の冬山登山の基本的な方向性等	1
(1) 経緯及び現状	
(2) 高校生等の冬山登山の原則禁止について	
1) 基本的な方針	
①冬山登山の原則禁止	
②実施上の条件や留意点等	
2) 実施するために必要な条件等	
①適切かつ安全な場所での基礎的内容にとどめること	
②指導者の条件を整えること	
③登山計画審査会（仮称）の事前審査を受けること	
④校長及び保護者の了解を得ること	
⑤生徒への事前指導を実施すること	
3) 実施上の留意点	
①計画段階	
②当日の活動	
③活動後の報告	
④その他	
2. 高校登山部顧問の資質向上等について	6
(1) 登山部顧問の指導力育成等	
(2) 部活動指導員や外部指導者の活用	
(3) 山岳関係団体との連携	
3. 国、全国高体連、各都道府県高体連及び山岳関係団体等が行うこと	7
(1) スポーツ庁等	
(2) 全国高体連・各都道府県高体連（登山専門部）	
(3) 山岳関係団体等	
4. 最後に	7

1. 高校生等の冬山登山の基本的な方向性等

(1) 経緯及び現状

①経緯

スポーツ庁（平成 27 年 9 月末まで文部科学省）においては、毎年、各都道府県の知事や教育委員会教育長等に対し、冬山登山は多くの遭難事故が発生しており事故防止について万全の措置が必要である旨注意喚起を行ってきた。特に、高校生（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部に属する生徒を含む）及び高等専門学校生（1 年生から 3 年生まで）（以下、「高校生等」という。）以下については、原則として冬山登山は行わないよう指導してきたところである。

このような中、平成 29 年 3 月 27 日、栃木県高等学校体育連盟主催の春山安全登山講習会に参加していた生徒 7 名及び引率教員 1 名が、栃木県那須町で発生した雪崩に巻き込まれたことにより亡くなるという痛ましい事故が起きた。

栃木県教育委員会においては、この事故を受け、事故の状況、課題等の検証を行うとともに、事故の再発防止に資するため、第三者の有識者による雪崩事故に関する検証委員会を設置し、調査・検証等を行い、平成 29 年 10 月 15 日、検証委員会が取りまとめた最終報告書を公表した。

スポーツ庁においては、平成 29 年 3 月 31 日から 4 月 21 日に高校生等の冬山登山の実施状況等を把握するため緊急調査を行うとともに、高校生等の冬山・春山登山の事故防止のための有識者会議を設置し、実態調査結果や栃木県教育委員会が設置した検証委員会の検証結果等を踏まえ、再発防止策を検討することとした。

②現状

高校生等の登山は、自然・環境教育、自立心や協調性の涵養、リーダーシップの発揮等、様々な教育的な意義があるため、学校教育活動の一環として、運動部活動（登山部やワンダーフォーゲル部等）又は学校行事等の外、各都道府県高等学校体育連盟（以下、「各都道府県高体連」という。）等による登山や登山に関する講習会等（以下、「講習会等」という。）が行われている。

高校生等の冬山・春山登山の実施状況については、スポーツ庁の調査によると平成 28 年度に冬山・春山登山を実施した高等学校等は 402 校で、登山部等がある高等学校等（1,033 校）の約 40%、全国の高等学校等（5,876 校）の約 7%であった。（*1）

また、（公財）全国高等学校体育連盟（以下、「全国高体連」という。）登山専門部の調査によると、全国高体連登山専門部に加盟する高校生等の人数は、平成 18 年度は 6,580 人であったが、平成 29 年度は 10,574 人と近年は増加傾向にある。（*2）

*1. 「冬山・春山登山の実態調査」（平成 29 年 6 月 21 日スポーツ庁公表）

高等学校等：国公立高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部含む）及び高等専門学校

冬山・春山登山：平成 28 年度における冬から春にかけて主に雪上で実施する活動（登山、講習会等）

登山部等：登山部、山岳部、ワンダーフォーゲル部等の名称を問わず、登山を行う部活動及び同好会

*2. 「（公財）全国高等学校体育連盟登山専門部加盟校数等の推移」（高体連登山専門部調べ）

(2) 高校生等の冬山登山の原則禁止について

本有識者会議においては、高校生等の冬山登山の実施について、上記のことを踏まえ、4回にわたり審議した結果、以下のとおり、原則として禁止する旨の基本的な方針を示すとともに、あわせて、例外的に実施する場合の条件や留意点等を取りまとめた。

1) 基本的な方針

①冬山登山の原則禁止

高校生等については、総合的な登山経験が不足しているだけでなく、厳しい環境での登山における技術、体力、リスクマネジメント能力等が不十分であるため、冬山における安全を確保することは極めて難しいので、引き続き、原則として冬山登山は行わないこと。

冬山登山とは、主に積雪期における登山とするが、時期に関わらず、気温の変化や降雪、積雪等の気象条件による凍結、吹雪、雪崩等に伴う転滑落、埋没、凍傷、低体温症などの遭難事故が発生する可能性のある環境下で行う活動のことをいう。なお、これには各都道府県高体連登山専門部等が主催する講習会等も含むが、スキー場のコース内におけるスノースポーツ(*3)を除く。

*3. スノースポーツとは、スキー、スノーボード、チェアスキーその他の雪上のスポーツや遊びのこと

②実施上の条件や留意点等

高校生等の登山の教育的意義の観点から、例外的に冬山登山を実施する場合には、学校の管理下のもと保護者の了解を得て、冬山でリーダーシップを取れる指導者の確保など、安全な実施に必要な条件を整えた上で、登頂を目的とはしないで技術や体験面における明確な獲得目標を定め、その目標を生徒が実現しうるために適切かつ安全な場所を選定し、飽くまでも安全登山の基礎となる内容にとどめること。

また、実施に当たっては、下見や準備を十分にしておき、事前に各地域の登山計画審査会(仮称)などで承認された計画であることを確認し、生徒への事前指導を行うこと。もし予定した通りに行動できないと判断される場合には、即座に行動を一旦停止、状況を冷静に観察・検討・相談すること。その上で、場合によっては実施を見合わせることを。

このように例外的に冬山登山を実施する場合には、下記2)実施するために必要な条件等及び3)実施上の留意点を踏まえて、安全対策に最大限配慮して実施すること。

なお、高等学校等や各都道府県高体連登山専門部以外の団体が主催する高校生等が参加する冬山登山についても上記に準じて実施するよう、スポーツ庁は山岳関係団体(全国組織)に、各都道府県教育委員会は域内の山岳関係団体に対して周知すること。また、各高等学校等に対しては、各所管の機関から確実に周知すること。

2) 実施するために必要な条件等

①適切かつ安全な場所での基礎的内容にとどめること

活動場所については、冬山登山の獲得目標を踏まえ、そのために適切な場所であるかを十分に複数名で検討すること。その上で時期、気象状況、地形、斜度、積雪量、参加生徒と指導者の技量やバックアップ体制の充実程度などから選定すること。また、活動内容は安全登山のための基礎的な内容であり、登頂を目的とはせずに、歩行技術（歩き方、ラッセル等）や生活技術（幕営、炊事等）等の習得を目的とする活動とすること。

②指導者の条件を整えること

冬山登山の実施に当たっては、必ず複数の指導者の引率体制とし、少なくとも1人（リーダー）は、冬山のような厳しい環境での登山について豊富な知識と経験を有する者であり、山岳に係る資格（下記ア）を有していることが望ましい。なお、資格に準じるものとしては、国立登山研修所又は各都道府県が主催する研修会（下記イ）の履修とともに、一定の難易度以上の積雪期登山のリーダー経験（下記ウ）を有し、継続的に活動していることが望ましい。

また、リーダー以外の引率者においても、登山に係る研修会・講習会に積極的かつ継続的に参加するなど、自ら資質向上に努めること。

<ア 資格名>

- ・日本体育協会公認スポーツ指導者資格
（公認山岳指導員、公認山岳上級指導員、公認山岳コーチ）
- ・その他：例えば、山岳ガイド協会の山岳ガイドステージⅠ

<イ 研修会名>

- ・国立登山研修所が実施する高校登山部顧問等のための研修会
- ・国立登山研修所が実施する安全登山普及のための指導者研修会
- ・各都道府県が実施する登山に関する研修会・講習会
- ・山岳関係団体が実施する登山に関する研修会・講習会

<ウ 冬山経験>（各都道府県の審査会で個別に審査）

- ・時期・山名・ルート・役割を踏まえ、総合的に審査
（■年■月に〇〇山の△△ルートをリーダーとして経験）

③登山計画審査会（仮称）の事前審査を受けること

冬山登山を実施する高等学校等又は各都道府県高体連等は、事前に登山計画（活動目的、活動場所（山域、ルート）、活動内容、参加生徒等の活動経験、引率者・指導者の体制と資質、装備内容、荒天時の対策、緊急時の対策等）を作成し、各都道府県において設置する登山計画を審査する組織（登山計画審査会（仮称））の審査を受けるものとする。なお、審査対象としては、各都道府県高体連が主催する講習会等も含めること。

各都道府県教育委員会、各都道府県私立学校主管部局及び各都道府県高体連（登山専門部）は、各機関が連携して地元の登山の専門家など外部有識者を含めた登山計画審査会（仮称）を設け、高等学校等又は各都道府県高体連等が実施する冬山登山の登山計画を総合的に審査し、必要に応じて改善を指示すること。なお、これを

通じて、登山指導者の育成を図ること。

また、各国公立大学法人附属、市町村立及び株式会社立の高等学校等においては、高校生等が参加する登山計画について、所在する都道府県教育委員会、私立学校主管部局及び各都道府県高体連等と連携するなどして、地元の山岳関係団体や登山専門家の助言を求めること。

④校長及び保護者の了解を得ること

冬山登山の登山計画を作成する者（部活動顧問教員又は各都道府県高体連関係者等）は、適切な獲得目標を設定し、必ず事前に可能性のある行動範囲と行動内容、荒天時の変更案などを盛り込んだ登山計画等を示し、参加する高校生等の校長及び保護者の了解を得ること。

⑤生徒への事前指導を実施すること

各学校において、登山部等の指導者は登山計画の内容、留意すべき点、持ち物等について確認するとともに、考えられるリスク（危険）や対策等についても事前に指導しておくこと。併せて、日頃の部活動の中で、冬山登山に必要な基礎的な知識、技術等に加えて、冬山登山の多様なリスクや安全確保についても指導しておくこと。

3) 実施上の留意点

①計画段階

○主催者の役割の明確化と関係者との連携

- ・冬山登山の計画作成に当たっては、学校、各都道府県高体連及び教育委員会の責任と役割を明確にし、関係者間で密接に連携を図ること。
- ・計画は事前に関係者間で打合せをするなど認識の共有を図ること。

○計画の企画立案、原案作成

- ・主催者は、参加者の希望する内容を把握し、この活動による獲得目標も明確にすること。それに基づいて、全体としての活動目的を明確化し、参加者の体力や技術に応じた計画とすること。
- ・主催者は、目的等や地形・気象情報等の事前調査を踏まえた活動場所を選定し、必ず下見を行うこと。
- ・様々な事態に備え、必ず荒天時の計画も作成すること。

○生徒の事前学習、保護者の承諾、保険加入

- ・主催者は、生徒が事前に活動内容等（気象の基礎知識、雪崩等の遭難対策を含むことが望ましい）について学習する機会を設けること。事前に保護者に登山計画等を示し、承諾を得ること。すべての参加者は山岳保険に必ず加入すること。

○危機管理体制の確立

- ・主催者は、事故発生時対応マニュアルや緊急連絡先を作成し、緊急時に速やかに対応可能な組織、通信手段、関係機関との協力体制を入山前に構築しておくこと。

○装備品

- ・主催者は、必要な装備品等（個人及び共同の装備品、食糧、通信機器等）を確保し、事前にその使用方法等について習熟しておくこと。
- ・教育委員会及び各都道府県高体連登山専門部は、必要に応じて、装備品等を貸し出すなどの支援方策も検討すること。

○計画の事前審査

- ・主催者は、教育委員会、私立学校主管部局及び各都道府県高体連等が連携して設置する登山計画審査会（仮称）において、事前に可能性のある行動範囲と行動内容に関する登山計画の審査を受けること。
- ・登山計画審査会（仮称）は、提出された計画について、安全性に疑義があると判断されるときは、当該事項を指摘するとともに、その改善策を提案すること。
- ・主催者は、登山計画に関し、登山計画審査会（仮称）から指摘を受けたときは、必要な改善策を講じた上で、再度審査を受けること。

○登山計画書（登山届）の提出

- ・主催者は、作成した登山計画書又は登山届を警察等の関係機関に提出すること。

②当日の活動

○活動の範囲と目的の明確化

- ・主催者は、活動前に参加生徒の所属・氏名・人数等を確認するとともに、当日の活動目的を明確にし、指導者間で認識を共有し、参加者への伝達・情報共有を徹底すること。
- ・主催者は、気象条件の変化等により予定していた計画を変更する場合においては、事前に計画され、関係機関に届けられた荒天時の計画に従って行動することを原則とする。なお、事前に計画されていない行動が事故発生の原因となる可能性が高まることについての認識を関係者間で共有すること。

○気象状況等の情報収集

- ・主催者は、当日の活動内容について、気象状況及び参加生徒の体力、技能及び心理的变化等を十分に把握した上で、計画変更の必要性について複数の指導者で検討し決定すること。

○適切な実施体制の構築

- ・主催者は、複数引率者の体制や本部の組織体制（意思決定含む）を適切に構築すること。また、活動中においても引率者間や本部と引率者間のコミュニケーションを密に行い、必要な情報を共有すること。なお、当日の指導体制が十分に整わない場合には、外部専門家等の協力を得ること。

○必要な装備の携行

- ・主催者は、活動目的や場所に適した装備品等（食糧、通信機器を含む）を携行すること。

○高いレベルの安全への配慮

- ・主催者及び引率者は、活動中に生じる恐れのある危険から生徒を保護すべき高いレベルの安全配慮が求められるため、仮に生徒の希望があったとしても、事前に確認した内容や方法、活動範囲を逸脱しないようにすること。

○緊急連絡先の携行

- ・主催者は、緊急時の連絡先を整備（警察消防等の関係機関を含む）携行すること。

③活動後の報告

○活動結果の報告、共有

- ・主催者は、活動終了後速やかに、教育委員会に活動報告（ヒヤリハット事例は必ず含めること）を提出すること。教育委員会は、各都道府県高体連等と連携し活

動報告（ヒヤリハット事例等）について、各学校等に対し情報提供すること。

④その他

○災害時におけるメンタルヘルスケア

- ・事故が発生した場合には、関係者の心のケアを実施する体制を整備し、事故後の緊急対応のみならず中長期的に継続すること。

○その他、各地域において個別に配慮が必要な事項

- ・各地域において配慮が必要な事項がある場合には個別に配慮すること。

2. 高校登山部指導者の質の向上等について

高校生等の冬山登山を実施する場合の必要条件や留意点等は、上記のとおりであるが、活動中においては、高校登山部の指導者が気象条件の変化等を踏まえて適切に判断しなければならないことから、自治体、学校の設置者、学校及び各都道府県高体連等の関係団体が連携して指導者の質の向上のための取組を推進する必要がある。

（１）登山部顧問の指導力育成等

各都道府県教育委員会及び各都道府県高体連は、山岳関係団体等と連携して、部活動顧問教員等の指導者が冬山登山についての豊富な知識と経験が得られるよう、適切な研修機会を確保すること。

学校の設置者等は、登山部の顧問教員等の指導者が備えるべき知識や経験を習得できるよう、各種研修会への参加に配慮すること。

教育委員会及び各都道府県高体連等は、学校における登山計画書の作成に当たっては、顧問教員等の指導者育成の観点から、必要に応じて顧問教員等に対する適切な支援を行うこと。

（２）部活動指導員や外部指導者の活用

登山部を設置する学校は、冬山登山についての豊富な知識と経験を有する教員を顧問に配置できないときは、有資格者である部活動指導員や外部指導者を配置するなど、日頃の活動から、リスクマネジメント能力が高められるような指導を行える環境を整えること。

学校の設置者等は、部活動指導員や外部指導者の活用に当たって、各指導者が生徒に対し教育的な配慮ができるよう、適切な研修機会を設けるなどの環境を整えること。

（３）山岳関係団体との連携

登山部を設置する学校は、冬山登山の計画作成に当たっては、現地の気象環境の把握、引率体制、必要な装備品等について、学校だけで判断せず、山岳関係団体に助言を求めるなどして、綿密なものとなるように留意すること。

また、各都道府県高体連等が主催する講習会等に参加しようとする場合であっても、学校が実施内容を詳細に把握し、必要に応じて主催者と協議を行うなど、特に経験の浅い引率者に過度な負担がかからないよう留意すること。

3. 国、全国高体連、各都道府県高体連及び山岳関係団体等が行うこと

高校生等の冬山登山を実施する場合においては、スポーツ庁、国立登山研修所、全国高体連登山専門部及び山岳関係団体等の関係機関が連携・協力して実施上の留意点等の趣旨の周知徹底を図るとともに、指導者の質の向上に関する取組等を行い、その安全を確保することが必要である。

(1) スポーツ庁等

- ・冬山登山の原則禁止及び例外的な実施のための条件や留意点等の周知徹底
- ・都道府県における高校登山部顧問等の関係者を対象とする研修会の開催支援
- ・（独）日本スポーツ振興センター（国立登山研修所）は、高校登山部顧問等の関係者を対象とする研修会の開催とともに、山岳関係団体等と連携して、登山部の指導者向け指導テキスト、高校生等登山初心者向け参考資料の作成・公開

(2) 全国高体連・各都道府県高体連（登山専門部）

- ・実施上の留意点等の周知徹底並びに定期的な実施状況の把握及び課題に対する対策
- ・高校登山部顧問等の関係者を対象とする研修会の開催（開催支援含む）
- ・教育委員会との連携促進

(3) 山岳関係団体等

- ・高校登山部顧問等の関係者を対象とする研修会の開催（開催支援含む）
- ・登山部の指導者向け指導テキスト、高校生等登山初心者向け参考資料の作成・公開の協力支援
- ・教育委員会、学校等の要請に基づく、有識者や指導者等の派遣協力支援
- ・登山者に対する安全登山に係る普及啓発活動、登山指導者の育成の推進

4. 最後に

高校生等の冬山登山の事故防止については、本年3月に栃木県那須町で発生した痛ましい事故を踏まえ、その安全対策に万全の措置が必要であることはいうまでもない。

今後、スポーツ庁においては、この有識者会議で取りまとめた報告書の内容について、全国の高等学校等に確実に周知されるよう、各都道府県教育委員会や私立学校主管部局等の関係機関に対して周知徹底を図っていただきたい。

また、高校生等の冬山登山に関わる全ての関係者においては、本報告書の内容を踏まえ、二度と同様の事故を起こさないという決意を胸に必要な対策に真摯に取り組んでいただきたい。

＜参考資料＞

○高校生等の冬山・春山登山の事故防止のための有識者会議設置要項	11
○有識者会議の委員一覧	12
○有識者会議の開催状況	13
○高校生等の冬山・春山登山の実態調査の結果（概要）	14
○平成 29 年 3 月 27 日那須雪崩事故検証委員会報告書（概要版）	15
○「(公財)全国高等学校体育連盟登山専門部加盟校数等の推移」 （高体連登山専門部調べ）	30
○冬山登山の事故防止に関する通知における高校生等に関する記載	31
○登山計画審査会（仮称）関係	
・主な自治体における登山計画審査会等の取組 （第 3 回有識者会議配布資料、スポーツ庁作成）	32
・登山計画審査会における審査項目 （平成 29 年 3 月 27 日那須雪崩事故検証委員会報告書〈抜粋〉）	33

高校生等の冬山・春山登山の事故防止のための有識者会議設置要項

平成 29 年 9 月 11 日

スポーツ庁次長決定

1. 趣旨

平成 29 年 3 月の栃木県高等学校体育連盟主催の春山安全登山講習会において発生した雪崩事故を踏まえ、高校生等の冬山・春山登山の実施にあたり、事故の再発防止策や実施上の留意点等を検討するための会議を設置する。

2. 構成員

- (1) 本会議は、学識経験者等からスポーツ庁次長が委嘱した者（以下「委員」という。）により構成する。
- (2) 本会議に座長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- (3) 座長は、会務を総理し、本会議の議長を務めるものとする。
- (4) 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

3. 委員の任務等

- (1) 委員は、再発防止策や留意点の作成にあたり、本会議において議事の内容に関する意見を述べ、あるいは説明を行う。また、座長又はスポーツ庁の求めに応じ、情報の提供もしくは助言を行う。
- (2) 委員の任期は、スポーツ庁次長が委嘱した日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。
- (3) 委員は、任期中及び任期後において、委員として知り得た情報について、開示が決定されたものを除き、守秘義務を負う。

4. 会議の開催

- (1) 会議の開催は、スポーツ庁の依頼に基づき開催することとし、開催日時が決まり次第、遅滞なく公表する。
- (2) 本会議の開催は、過半数の委員の出席をもって成立する。
- (3) 本会議の開催は、原則として報道機関に公開して行う。この場合、報道機関に所属する者は、スポーツ庁の定めに従い、会議の内容を傍聴し、もしくは映像、音声、記述による記録及びそれらの配信を行うことができるものとする。ただし、座長は、スポーツ庁の定めに従わず、又は会議の進行を妨げる等本会議の円滑な運営に支障を来す行為をした者は、入場を禁じ、又は退場を命ずる等適当な措置をとることができる。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- (5) 文部科学省（スポーツ庁を含む）は、本会議の議事の内容に関し、必要又は参考となる説明を行い、あるいは意見を述べることができる。

5. 公表

本会議に係る資料及び議事要旨は、不開示情報を除き、会議終了後、速やかにスポーツ庁ホームページにて公表する。

6. 雑則

- (1) 本会議に関する庶務は、政策課学校体育室の協力を得て健康スポーツ課が処理する。
- (2) 本会議の運営に必要な事項は、この要項に定めるもののほか、本会議に諮って定める。

高校生等の冬山・春山登山の事故防止のための有識者会議
委員一覧

尾形 好雄 (公社) 日本山岳・スポーツクライミング協会 専務理事
(日本スポーツ振興センター国立登山研修所専門調査委員)

清水 幹裕 弁護士 (清水法律事務所)

新宮領 毅 大田区立雪谷中学校 校長
(平成28年度スポーツ庁スポーツ事故防止対策協議会委員)

谷口 浩平 私立藤沢翔陵高校 教諭
(全国高等学校体育連盟 登山専門部事務局長)

戸田 芳雄 東京女子体育大学 教授
(平成29年3月27日那須雪崩事故検証委員会委員長)
(平成29年度スポーツ庁スポーツ事故防止対策協議会委員)

松本 哲 神奈川県立光陵高校 校長
(全国高等学校体育連盟 登山専門部長)

高校生等の冬山・春山登山の事故防止のための有識者会議
開催状況

第1回 9月26日(火)

- これまで判明している事実関係等の情報共有、フリートーキング
 - ・冬山登山の事故防止に関するスポーツ庁等の取組
 - ・栃木県の検証委員会の取組

第2回 10月17日(火)

- 栃木県の検証委員会最終報告を踏まえ、再発防止の主な論点整理
 - ・栃木県の検証委員会の取組
 - ・高校生登山部の活動内容
 - ・主な論点

第3回 11月7日(火)

- 再発防止策や実施上の留意点等の審議
 - ・冬山・春山登山の事故防止のための方策について

第4回 11月28日(火)

- 再発防止策のとりまとめ

高校生等の冬山・春山登山の実態調査の結果（概要）

【平成29年6月21日公表】

1. 調査の概要

（1）調査期間

平成29年3月31日～4月21日の間

（2）調査対象等

都道府県・指定都市教育委員会及び都道府県私立学校主管部局（113部局）

高等学校（中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含む）及び高等専門学校（5,876校）を対象に実施。

※ 本調査では、「冬山・春山登山」を冬から春にかけて主に雪上で実施する活動（登山、講習会等）と、「登山部等」を登山部、山岳部、ワンダーフォーゲル部等の名称を問わず、登山を行う部活動や同好会全てを含めて整理。

2. 結果の概要

（1）通知の周知状況

○都道府県教育委員会等から高等学校等に対する周知はほぼなされていたが、高等学校等において通知の内容を確認していたのは約78%（4,566校）。

（2）登山部等の有無

○登山部等がある高等学校等は全体の約18%（1,033校）。

（3）冬山・春山登山の実施状況

○約7%（402校）で実施。

（4）冬山・春山登山の実施の理由【「実施」と回答した教育委員会・高等学校等を対象、複数回答】

○双方で、「十分な安全対策」と回答しているところが多い。

○「春山で実施と理解」を理由として挙げているのは、都道府県教育委員会等で約42%（23部局）、高等学校等では約33%（132校）。

（5）「春山」の基準【「春山で実施と理解」と回答した教育委員会・高等学校等を対象、複数回答】

○双方で、「時期で判断」、「積雪の量・状態で判断」と回答しているところが多い。

（6）「十分な安全対策」の内容【「十分な安全対策」と回答した教育委員会・高等学校等を対象、複数回答】

○双方で、「保護者の了解」、「安全確認され、状況変化にも対応できる計画を作成」、「指導者の十分な知識と技術」、「基礎的訓練の範囲」、「必要な装備携行」と回答しているところが多い。

（7）「必要な装備携行」の内容【「必要な装備携行」と回答した教育委員会・高等学校等を対象、複数回答】

○双方で、「アイゼン」、「スノーシュー・かんじき」と回答しているところが多い。

○冬山・春山登山を実施した高等学校等（402校）のうち、「ビーコン」を所持しているのは約3%（11校）。

平成29年 3 月27日那須雪崩事故検証委員会
報 告 書

概 要 版

平成29年10月15日
平成29年 3 月27日那須雪崩事故検証委員会

I はじめに

1 平成29年3月27日那須雪崩事故検証委員会の設置目的等

設置目的： 平成29年3月27日、栃木県高等学校体育連盟主催の春山安全登山講習会中に発生した雪崩事故について、事故の状況、課題等の検証を行うとともに、事故の再発防止に資するため、第三者の有識者による雪崩事故に関する検証委員会を設置

所掌事務： 雪崩事故の原因等の調査及び検証及び再発防止に向けた提言

委員構成： 委員会は「委員」及び「協力委員」から組織

① 委員（定数10人以内）

本件事故に関して第三者の有識者から委嘱

② 協力委員（定数5人以内）

本件事故に関して委員の求めに応じて、委員が行う調査等に協力

2 委員会の基本方針

○ 責任追及は目的としない。

当委員会は、関係者の民事・刑事等に関わる責任追及を目的とするものではなく公正・中立な立場から本件事故に関わる事実を調査・検証し、学校の管理運営の観点から事故の原因や問題点を明らかにした上で、安全管理等の改善策を検討し、類似の事故の再発防止に資することを目的とし調査・検証を進める。

○ 関係者の疑問に答え、納得できる調査・検証を目指す。

当委員会は、直接的な事故の状況に限ることなく、可能な限り組織的、社会的な部分をも含めて背景事情を明らかにすることを目指す。

○ 認定に係る事実の確実性の程度に即して表現を統一する。

調査においては、提供された資料や関係者からの聞き取りの結果から、過去の事実を認定し、これを分析評価の対象とする。

この認定した事実がどの程度確実なものかは一様ではないため、事実の認定に係る確実性の程度に即し、次表により文末の表現を統一している。

事実認定に係る確実性の程度	用いた表現
動かしがたい事実として認定できる場合	・・・である。 ・・・している。
高度の確実性がある、間違いない事実と認められる場合	・・・と推定（推認）される。
可能性が高い事実と認められる場合	・・・と考えられる。
可能性がある事実の場合	・・・の可能性はある。
可能性が否定できない事実の場合	・・・の可能性が否定できない。
明らかにできなかった場合	・・・を明らかにすることはできなかった。

3 当委員会の主な活動状況

- 委員会
 - 第1回 平成29年4月16日（日） 県公館中会議室
 - 第2回 平成29年6月3日（土） 県公館中会議室
 - 第3回 平成29年6月17日（土） 県公館中会議室
 - 第4回 平成29年6月30日（金） 県公館中会議室
 - 第5回 平成29年7月23日（日） 県公館中会議室
 - 第6回 平成29年8月31日（木） 県公館中会議室
 - 第7回 平成29年10月15日（日） 県公館中会議室
 - 報告書作成打ち合わせ
 - 平成29年9月14日（木） 県庁南別館4階教育委員室
 - 平成29年9月20日（水） 県庁南別館4階教育委員室
 - 平成29年10月1日（日） 県庁南別館4階教育委員室
 - 現地調査・聞き取り
 - 平成29年5月14日（日） 大田原高校
 - 平成29年5月15日（月） 那須温泉ファミリースキー場
なす高原自然の家
 - 平成29年7月29日（土） 大田原高校
 - 平成29年9月18日（月） 県庁南別館4階教育委員室
- ※ 聞き取り者数 （ ）内は書面による聞き取り
 教員、高体連関係者 延べ63名（14名）
 上記以外の者 延べ64名（37名）
- 収集資料 92点（主な収集先、県教育委員会、高体連、事故関係者 等）

4 最終報告と第一次報告の関係

- 当委員会では、調査・検証によって判明した事実関係や問題点について、平成29年6月30日に第一次報告として提出済み。
- 最終報告では第一次報告の骨格は維持しつつも、本件事故に関する事実や問題点について、第一次報告後に実施した調査結果などを踏まえ、第一次報告の記載に加除修正を行うとともに、論点に基づいた分析、まとめ及び事故を繰り返さないための提言を加えている。

II 主な問題点等

1 高体連、同登山専門部、春山安全登山講習会等の体制、運営等の状況

- ・ 伝統的行事であることから生じる慣れにより、講習会の計画について安全確保の観点から検討が不十分であった。
- ・ 本件講習会は、登山計画審査会の審査対象とされておらず、県教育委員会によるチェック機能が欠落していた。
- ・ 班構成における生徒と講師の所属が一致しておらず、講師が生徒に対し統率力を発揮できる体制が構築されていなかった。
- ・ 講習会全体における責任体制が整備されておらず、計画変更の際の意思決定方法や決定事項の伝達方法が不明確であった。
- ・ 講習会終了後に事故事例やヒヤリハット事例を集積、共有しておらず、十分な反省や改善策の検討・引継が行われていなかった。
- ・ 講師の具体的な選定基準が設けられておらず、決定方法も曖昧であった。

2 当日の活動状況

- ・ 的確な代替案を事前に準備しないまま計画変更を行った。
- ・ 計画変更に当たり、気象等に関わる情報収集が不十分で、専門家の助言を求めなかった。
- ・ 計画変更後の訓練の目的、行動範囲、危険箇所、各班のルート等の重要事項が不明確であり、各教員間で情報共有がされていなかった。
- ・ 講師等の雪崩に関する理解が不足しており、訓練における適切な指示が欠けていた。

- ・ 講習会を安全かつ実効的に遂行し、ベストプラクティスにより完結させようとする講師間の協働意識とチームワークが欠けていた。

3 事故発生時の状況及び対応

- ・ 講習会本部は単独体制で常に無線機を携行しておらず、携帯電話が寒さで起動しなかったり、無線機のバッテリー切れなどの通信機器管理の不備もあり、救助要請が大幅に遅延した。
- ・ 参加者全員の情報や保護者の連絡先の一覧が作成・携行されておらず、警察、消防、山岳救助隊、生徒の保護者、引率教員の家族等に誰が連絡するのかといった緊急時の連絡体制も未整備であった。
- ・ 本件講習会では参加者がビーコンやプローブを装備しておらず、シャベルも常に携行していなかった。

4 初期対応時（事故発生直後～事故後一週間程度）の取組

- ・ 雪山活動における危機管理（リスクマネジメント）の視点が欠落していた。
- ・ 近隣（地域）の校長等のチームによる支援など、緊急対応のための支援体制が未整備であった。
- ・ 危機管理のための教職員研修が不十分であった。

5 初期対応後から現在までの取組

- ・ 心のケアについて、中・長期的に継続する体制づくりと、時季を考慮した実施が課題である。
- ・ 高体連や各高校における危機管理マニュアルについて、専門家等の助言や支援による作成・改善が喫緊の課題である。
- ・ 県教育委員会による高体連が行う事業のチェックや指導者への情報提供が不足している。
- ・ 各学校における生徒や保護者の不安を払拭するための丁寧な説明が不足している。

Ⅲ 論点に基づいた分析等

1 登山部活動及び講習会等の安全管理体制の整備と指導者の資質向上

- ・ スポーツ庁は通知で、高校生の冬山登山を原則禁止としているが、冬山については明確に定義されないまま、栃木県に限らず、安全に十分配慮した上での基礎的な登山技術の訓練や雪山での体験の場として、本件講習会のような講習会や研修会がこれまでも行われてきている。
- ・ 冬山とは季節のうえでは、12月から2月と考えられるが、この時期以外でも、寒冷で、雪崩の可能性がある、滑落の危険性が高い山の状態は「冬山状態」であり、本件講習会を「春山」の「講習会」として実施したことが、講師や引率教員の中で、当日の山の状況が冬山状態であり、事実上登山を含む活動であるということを直視する目を鈍らせ、事故の遠因の一つとなったとも考えられる。
- ・ 登山に関する講習会等では、参加する人たちの技能に応じて適切な獲得目標を設定する必要があり、獲得目標を達成するため、講習会等の内容、行動範囲及び時間について主催者と参加者の間で十分に共有することが重要である。
- ・ パーティーのリーダーには、気象やメンバーの体調を常に把握し、登山を無事に終了させることが任務であり、安全な登山に関する知識、判断力及び実行力が求められる。
- ・ パーティーを支える留守本部は、登山における安全管理の要であり気象などの情報を把握しながらリーダーにその情報を伝達し、必要に応じて行動を制御するなどの対応が必要である。
- ・ かつては顧問同士が講習会や大会を通じて相互に技術を高めてきたが、教員の多忙化や生徒の減少に伴い、登山部顧問のなり手が減り、顧問の経験が継承されない事態が生じている。
- ・ 顧問の力量を維持していくためには、国立登山研修所等における研修のほか、外部指導者の活用や顧問が生徒を指導するに当たっての指針等の整備も必要である。

2 登山等における気象遭難事故防止のための危機管理（リスクマネジメント）

- ・ 登山では、天候の判断を誤ると、悪天候下の行動で心身ともに消耗し遭難することもあるため、リーダーを含めた参加者が気象状況とその変化を的確に判断できることが重要。

- ・ 気象情報の入手と天候の観察に基づく的確な判断が、状況に応じた適正な行動や危機管理につながる。
- ・ 現在では、気象庁から提供される気象情報をテレビ、ラジオに加え、携帯電話やスマートフォンのアプリケーションなどの手段により手軽に入手できる体制が整っており、事故当日も気象情報を的確に把握していれば、本件事故を回避することも可能であったと推測される。
- ・ 本件講習会の講師等がそうであったように、雪崩注意報を軽視する傾向もあるが、発令に至った経緯と意味する内容を十分に尊重して対策を講ずることが必要であり、積雪期に登山等の野外活動を行う場合は、リーダーや参加者が積雪や雪崩に関する基本的な知識を持ち、野外での実習経験を有していることが望まれる。

3 気象遭難等の登山事故防止のための連絡体制

- ・ 積雪期に登山等の活動を行う場合は、山域における地形、積雪量、雪質などのリスク要因を分析、評価し、あらかじめ対策について計画しておくことが必要である。
- ・ 講習会は一般の登山と比べると事前に安全上の措置を講ずることも可能であるが、未成年の生徒を参加者としており、知識、技術及び判断力は十分といえないことから、講習会本部や講師は自然環境下に内在する危険性について認識し、いかなる場合も安全を最優先させなければならない。
- ・ 講習会実施時には、緊急事案発生時において迅速に対応できるよう、警察・消防等への支援要請を含めた緊急連絡体制を整備する必要がある。
- ・ 組織体制を構築するには、それぞれの役割分担が明確にされた上で、講師や引率者の上部組織となる本部体制が整備されていることが必要である。
- ・ 各班の行動や収集した情報を共有するためには、通信手段は不可欠であり、講習会等の規模にかかわらず、通信機器の携行と不具合時（不感地帯、機器故障等）の対策についてもまとめておく必要がある。
- ・ 深刻な事故が発生した場合であっても、適切な対応ができるよう準備する必要があるが、何よりも優先させるべきことは自身の身を守ることある。安全を確保しながらセルフレスキューに当たることが重要であり、災害時における活動は、安全に裏打ちされたものでなくてはならない。

4 学校登山事故と安全配慮への措置の在り方

(1) 学校登山事故と安全配慮に関わる検討の視座

学校の教育活動に伴う安全配慮義務の点については、これを教師の個人義務に矮小化させずに教育的安全配慮義務と見るべきであるとの視座から、教育理念上、当該学校の教育活動に関わる学校設置者、教育委員会、校長、全教職員によって構成される学校組織体としての組織義務として捉える。

(2) 関係当事者の取るべき安全配慮への措置

ここでは、組織管理の主体としての当事者と講習会の実技等を実施した教員個人という当事者の両者について、どのような安全配慮への措置を取るべきであったかという問題について検討する。

教育活動に伴う安全配慮の措置を検討するに当たっては、教育活動に関わる組織体の実相に目配りをするのが重要となる。関係する組織の運営等がマンネリズムに陥ってきちんと機能していない場合には、実際の活動の節目節目の場面において弛緩した手続や淡白な営みを生み、それがひいては個人的なヒューマンエラーにつながっていると考えられる。つまり、本件講習会での組織体制の不十分な営みが、①計画変更に係る打合せ・決定の場面、②計画変更の内容を講習会参加者に説明する場面、③各班の行動、とりわけ1班の行動の場面、④講習会本部の取るべき措置の場面においてそれぞれ顕在化しており、③の1班の行動及び④の講習会本部の取るべき措置の場面に現れた現象の本質を探るためには、より根源的な要因として組織体制の不十分な営みを検証する必要がある。

ア 主催者、主管者の安全配慮への措置

高体連と登山専門部は、本件講習会の主催者、主管者として、その計画、実行、総括等について権限と責任を有し、講習会の実施に当たり事故を起こさぬよう、講習会の目的設定と計画立案、安全情報の収集・蓄積及び提供、指導体制や危機対策などについて、安全に配慮する措置を講ずるべきであった。

イ 高体連、登山専門部の役員

高体連登山専門部が、本件講習会の計画、実行、総括等の講習会の実施に当たり事故を起こさないよう安全に配慮する措置を講ずるべきであったが、同組織の意思決定、業務執行等を行う実際の責任者は専門委員長であったと考えられる。

他方、それ以外の専門委員についても、少なくとも登山専門部の意思決定を行う権限を有していたものと考えられ、本件講習会の計画実行等に関する意思決定を行う権限とそれに伴う責任を有していたと考えられる。

ウ 講習会役員

本件講習会の役員は、登山専門部の責任者と同様、本件講習会の計画、実行、総括等の権限と責任を有し、講習会の実施に当たり、事故を起こさないよう安全に配慮する措置を講ずるべきであった。

エ 講習会の講師

担当した範囲における指導者、監督者の権限とそれに伴う責任を有していたものと考えられる。講師の指導者としての責任という観点から本件講習会の実施状況を見ると、講師による生徒に対する事前指示・注意と安全配慮の措置との関係が特に問題となる。いまだ心身共に成長途上にある高校生を対象とする講習会において、雪上を進む訓練を行う場合には、不慮の事故を避けるため、生徒に対し事前に適切な指示、注意を与えることが必要である。

オ 講習会の引率教員

引率教員は生徒の安全確保について一定の責任を負うものと考えられる。そして、登山という行為自体が内包する危険性を前提とすれば、本件講習会における引率教員は、生徒を実際に引率している以上、常時生徒を指導監督する権限とそれに伴う責任を有し、自校の生徒の安全を確保する措置を講ずべきであったものと考えられる。

カ 講習会への参加を許可した学校の運営責任者

高校の運営全般を総括掌理する立場にある校長の職務上、校長には部活動としての講習会の実施内容について把握した上、講習会実施上の指導監督について、参加する教員に対して適切な指導・助言を与え、講習会に参加する生徒の生命身体の安全を図るべき配慮義務がある。

キ 県教育委員会

県教育委員会が、本件講習会の運営の在り方や実施等について全く関与せず、本件講習会の主催者である高体連や教育活動の一環（部活動）として関わりを有する学校に対し、これまで適切な指導・助言等を与える機会もなかったことについて、県教育委員会の運営が果たして適切であったかどうか厳しく問われなければならない。

県教育委員会としては、本件雪崩事故の重大性に鑑み、二度とこのような事故

を起こさないためにも、学校への支援の強化を図るとともに、本件講習会主催者である高体連に対し、再発防止に向けて適切な行政指導を行っていく必要があると考えられる。

(3) 実技講習の計画変更に関する問題点と安全配慮への措置

講習会の当初の計画段階で代替案が検討されていなかった。仮に講習会の当初の計画段階で代替案が検討されていなかったとしても、講習中に、計画変更決定に関わる者が気象状況を的確に把握する努力をし、先見性を発揮し、三日目の計画変更の可能性を念頭に入れ、十分な情報収集に基づいて訓練内容や行動範囲を明確にした計画を立てる必要があった。

計画変更決定の過程で、本件雪崩事故現場付近における過去の講習会の経験及び雪崩の危険性に係る有益な情報が全く共有されないまま淡泊な協議により計画変更が行われた。このため、他の講師等に対する訓練目的に係る説明が明確性を欠き、行動範囲についての表現も曖昧になり、実際の雪上訓練も弛緩したものとなった。

一方で、各班を指導監督する講師、引率教員においても、生徒の安全確保のため変更された計画内容のみならず、当該進行ルートについての地形、天候等の注意事項等についても、講習会役員らに対して明確に確認した上で講習を開始すべきであった。講習会役員によるこれらの点に関わる説明が不明確であったならば、生徒の安全確保を最優先するとの観点からも、講習実施に関して講習役員から納得できる説明を引き出す努力をすべきであった。

(4) 1班の主講師の引率中の措置と安全配慮義務

いまだ心身共に成長途上にある高校生を対象とする雪上訓練を行う場合には、不慮の事故を避けるためにも、生徒に対し、事前及び訓練中に適切な指示、注意を与えることが必要であった。

尾根斜面に出た節目の局面で、他の講師と連絡を取って互いに取りべき行動を確認し、計画変更決定者間の合意に反して訓練の行動範囲を広げることなく、下山に向かうなどの安全を配慮した措置を取る必要があった。

尾根斜面で隊列を前に進めるのであれば、講師が隊列の先頭あるいはこれに準じた位置に移動し、常に雪崩、滑落等の危険個所の存在に細心の注意を払うといった措置を取るべきであった。

雪崩等の危険性についての認識が当初はなかったとしても、新雪が積もった尾根

斜面を多数の生徒が隊列をなして進行すれば、斜面を上がっていくに従って生徒らの生命・身体を雪崩や滑落の危険にさらすおそれがあることについて、雪山経験があり、雪崩の生じる条件について基本的な知識を有する講師としては、これを認識し得たはずであり、この点についての予見可能性はあったものと考えられる。

なお、講習会における1班の雪上訓練中に先頭グループの中の生徒から示された意向と引率者の安全配慮義務違反との関係进行判断するに当たっては、当該学校登山の性質・危険性のほか、これに参加して事故に遭った生徒の学年・年齢、これに伴う判断能力の程度が重要な要素になる。生徒の自主的な判断の表れとも受け取れる前に進みたい旨の意向が示されたとしても、それによって、生徒に対して適切な注意を与え、状況に応じて具体的な指示を出し、事故を未然に防止すべき引率者としての安全配慮に関わる措置を必ずしも免れることにはならない。

(5) 本部の体制下で取られた措置と雪崩事故に係る安全配慮義務

本部の役割を担う者は、生徒を引率してはいないものの、本件講習会実施の司令塔として生徒に対する安全配慮義務を負っていたものと考えられる。

しかしながら、本部の組織体制はほとんど整っておらず、事故発生の直後は本部としての役割と機能が全く果たされていなかったというほかはない。この点については、本部担当者として重要な役割を担っていた本部担当者の生徒に対する安全への配慮が著しく希薄であり、講習会参加者に対する安全配慮義務を十分に果たしていたとはいえない状況にあった。

今後、本部が司令塔としての本来の役割と機能を果たすためには、本部担当者を務める者に対する意識改革を目指した取組を行うとともに、複数待機制についても視野に入れた根本的な体制整備を検討することが必要であろう。

IV まとめ

◎ 事故発生の要因

(1) 根源的かつ最も重要な要因

高体連及び登山専門部の「計画全体のマネジメント及び危機管理意識の欠如」

(2) 関連するその他の要因

- ① 従来の慣行に従って、低い危機管理意識のまま実施されていた講習会を見過ごしていた県教育委員会の「チェックや支援体制の未整備」

- ② 講師等の雪崩の危険（リスク）に関する理解不足などの「個人の資質」
- (3) 背景的な要因
- 関係者全体の「正常化の偏見（正常性バイアス）とマンネリズム（形骸化）」

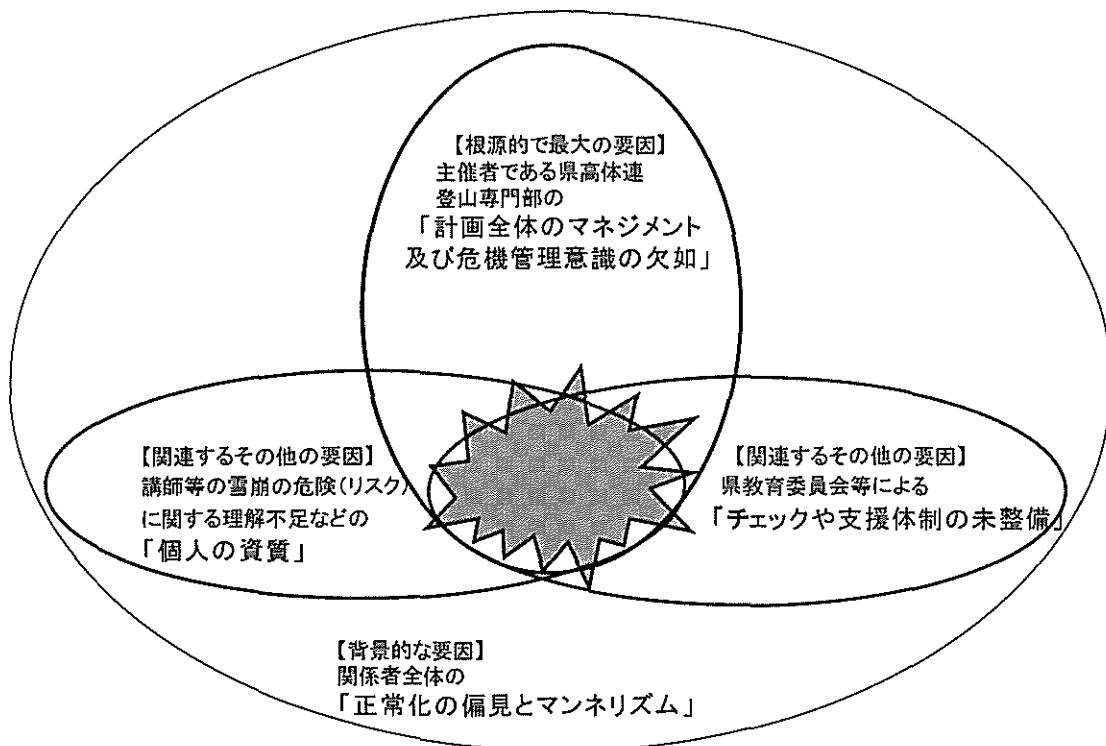


図 事故発生 の 要因

V 事故を繰り返さないための提言

【提言 1 PDCAサイクルに基づいた計画のマネジメントと危機管理の充実】

高体連及び登山専門部は、参加者の能力や実態等に応じて講習会や登山活動等の目標を適切に設定し、準備、計画、運営等を的確に管理するとともに、危機管理の充実による事故の防止に努めることにより、組織内及び各校の登山部活動の「安全文化」の確立を目指した取組を進めること。

◎ 具体的な取組

- ① 講習会や登山等の準備や計画、緊急時の対応等を見直し、PDCAサイクルを生かした評価・改善を行うことにより、気象遭難事故等の防止に努める。
- ② 登山に限らず、全ての部活動に関わる危機管理マニュアルを作成し、専門家の助言等も得ながら、機能するものに改善する

- ③ 講習会や登山等の実施における本部機能の充実と緊急連絡・通報体制の整備を図る。

【提言 2 安全確保のための県教育委員会のチェック機能の充実】

県教育委員会は、高体連、登山専門部及び域内の学校において、登山活動等における危機管理の徹底と関係機関等との連携が推進され、安全確保が図れるよう支援するとともに、登山等の計画のチェックを厳しく行い、改善のための助言を行うこと。

◎ 具体的な取組

- ① 高校登山部活動の指針や計画作成のガイドライン等を作成し、各高校等において、計画が適正に立案されるよう支援する。
- ② 登山等審査会の要項等を改善し、その対象、審査事項、添付書類等を明確にし、厳正なチェックと的確な運用を行う。

【提言 3 総合的な安全への対応力の向上を目指した顧問等の研修の充実】

県教育委員会は、顧問等の研修の充実を図り、一層の支援を行うこと。

◎ 具体的な取組

- ① 専門家の協力を得て、講義・実習等を取り入れ、初任の登山部顧問等の研修、経験者の研修等をきめ細かにかつ継続的に実施する。
- ② 登山等の技術のみならず、天気図や地形図の読み方、指導上の留意点やポイント、登山等に潜む多様な危険の理解と危機管理、準備や計画、運営のマネジメント等に関する内容について、計画的に研修を行う。
- ③ 国立登山研修所や日本山岳・スポーツライミング協会等の専門機関の研修に積極的に顧問等を派遣するなど、リーダー養成に努める。

【提言4 高校生等の安全な登山活動を支え、推進するための国、関係機関等の支援】

スポーツ庁、気象庁等の行政機関、国立登山研修所、研究開発法人防災科学技術研究所等の教育・研究機関及び県教育委員会に対し、それぞれの特性を生かしながら、必要な支援を行うよう要請する。

◎ 具体的な取組

- ① スポーツ庁は、高校生を含む登山等による基礎的な知識や事故防止に関する指導者用資料を作成（改訂）し、継続的に指導者に提供すること。また、高校生等の安全な登山等の実施に関する国立登山研修所及び都道府県における研修を設定し、継続的に実施する。
- ② 気象庁や研究開発法人防災科学技術研究所等の関係機関は、各種の研究成果等を活用し、雪崩等の気象事故が想定される際の予報システムの開発や一層丁寧な気象情報の提供に努める。
- ③ 県教育委員会は、ビーコンやプローブなど、救出のための装備等を整備し、必要に応じて各高校等に貸し出せるようにする。

【提言5 高体連の主体性の確立と部活動指導者の育成、確保】

県教育委員会及び高体連登山専門部は、専門家の参画も得て、中核となる指導者の育成と、全ての指導者の資質向上を図る取組の充実を図ること。

◎ 具体的な取組

- ① 県内登山部の顧問や今回の事故経験者、専門家を含む全ての関係者で、指導者（顧問）と生徒の登山部員が学習と山行の記録に活用できる「高校生等と指導者のためのハンドブック（仮称）」を編集し、定期に改訂し、活用する。
- ② 県教育委員会は、県外の研修への積極的な派遣によるリーダーの養成に加え、必要に応じて、部活動の外部指導員の任命、行事等において専門家の支援や助言が得られる方策を検討し、積極的に専門家の参画を進める。
- ③ 高体連及び登山専門部は、講習会開催に当たり、生徒の実態や実施場所の情報等に関して、教職員及び外部指導者等の打合せや情報交換を行い、互いに情報を共有した上で、指導に当たるようにする。

【提言 6 全ての関係者の心のケアの推進】

県教育委員会は、事故に遭遇した生徒や御遺族並びに関係教職員等の心を癒し、QOL（生活の質の向上）と安心感や活動への意欲を醸成する心のケアの充実と継続を図ること。

◎ 具体的な取組

- ① 進路に迷ったり、事故の発生した冬季が迫り、心の不安定さや不安等が現れてくる可能性もあり、早急に情報を収集し、積極的に関係の生徒及び保護者、教職員等の心のケアに努める。
- ② スクールカウンセラー等の協力を得て、事故後の生徒及び保護者等への心のケアを、継続的かつ長期的に実施していく体制を整える。

【提言 7 生徒の学ぶ意欲を喚起し、事故の教訓の風化を防ぐための取組】

上記の提言等を確実に実施するため、県教育委員会は、高体連・登山専門部及び域内の学校に対して、必要な施策を推進し、活動のフォローアップに努めるとともに、亡くなられた7名の生徒と1名の教員の御遺族や、けがをされた方々及びその御家族をはじめ多くの人々に向けて、改善策の進展状況を公表し、本検証で得られた教訓等の風化を避ける営みを継続すること。

◎ 具体的な取組

- ① 県教育委員会事務局内の学校安全及び危機管理に関する組織体制を強化し、児童生徒の命を守るための施策を展開する。
- ② 「登山等の安全確保に関する連絡協議会（仮称）」を設置し、定期的に、検証委員会による提言の実現状況、高校生等の登山部活動の実施状況に関する情報交換等を行い、公表する。
- ③ 事故の教訓の風化を防ぐために、慰霊の場を設置する。また、空き教室等を活用し、生徒が主体となり、これまでの栃木県の登山部活動の記録、事故の記録等を展示（掲示）するとともに、部活動参加者及び関心のある生徒が登山等に関する情報の収集ができるような拠点も設置する。
- ④ 定期的に、各加盟校の活動や調査研究等の情報交換や交流ができるような機会を設定する。

(公財) 全国高等学校体育連盟登山専門部
加盟校数等の推移

NO.	年度	加盟校	男子加盟校	男子人数	女子加盟校	女子人数	全加盟人数
1	平成1年度	1,526					
2	平成2年度	1,481					
3	平成3年度	1,499					
4	平成4年度	1,498					
5	平成5年度	1,491					
6	平成6年度	1,466					
7	平成7年度	1,423					
8	平成8年度	1,420					
9	平成9年度	1,405					
10	平成10年度	1,381					
11	平成11年度	1,327					
12	平成12年度	1,268					
13	平成13年度	1,213					
14	平成14年度	1,188					
15	平成15年度	1,162					
16	平成16年度	1,132					
17	平成17年度	1,087					
18	平成18年度	1,044	964	5,188	353	1,392	6,580
19	平成19年度	1,016	927	5,472	399	1,463	6,935
20	平成20年度	932	889	5,427	370	1,406	6,833
21	平成21年度	867	821	5,174	366	1,309	6,483
22	平成22年度	853	810	5,369	299	1,383	6,754
23	平成23年度	831	785	5,741	318	1,487	7,228
24	平成24年度	828	785	6,699	316	1,626	8,325
25	平成25年度	792	757	7,569	344	1,761	9,330
26	平成26年度	779	741	8,143	377	2,129	10,275
27	平成27年度	777	727	8,063	413	2,287	10,350
28	平成28年度	765	721	8,190	411	2,359	10,547
29	平成29年度	748	707	8,131	397	2,413	10,574

冬山登山の事故防止に関する通知における高校生等に関する記載

昭和33年度から昭和38年度

記載なし

昭和39年度

調査の結果によると事故者の50%以上が学生であることが明らかになっている。ことに最近は大学山岳部の事故が相つぎ多数の犠牲者を出している実情にかんがみとくに登山の一般的注意を厳守することはいうまでもなく、事前に計画書を学校に提出し、指導、指示をうけるとともに、実行にあたっては成年にありがちな血気にはやつて経験や技術、体力を無視した危険な登山をしたり、競争意識による無謀な山行をしないよう現に戒めること。なお、高校生の冬山登山はやめること。
(昭和39年12月16日通知)

昭和40年度

高等学校生徒の年令では技術的にも体力的にも、また経験によって得られる判断力の点からいっても冬山における安全を確保することは、はなはだ困難である。高等学校登山(山岳)部の活動は、夏山を中心に行うべきで、冬期積雪期における登山については、経験豊富なよき指導者のもとで高さを求めず安全の確保ができる場所で、基礎的技術の登山訓練にとどめるべきである。この場合、事前に計画書を学校に提出させ、指導、指示をうけることはもちろんである。高等学校生徒の登山(山岳)部以外の山岳団体に所属する生徒についても上記に準じて指導するものとする。前項にのべたいづれの登山(山岳)部および団体に所属していないものは、冬山登山はやめるべきである。

(昭和41年1月6日通知)

昭和41年度から昭和51年度(※)

高等学校生徒については、技術、体力、経験等の面からみて冬山における安全を確保することは極めて難しいので、原則として冬山の登山は行わず、又冬山登山を行う場合にも、学校及び保護者の了解のもとに、指導者、その他の条件を整えた上で安全な場所での基礎的訓練の範囲にとどめよう。

(昭和51年11月30日通知)

昭和52年度から平成28年度(※)

高校生及び高等専門学校生(1年生から3年生まで)以下については、原則として冬山登山は行わないようご指導願います。
(平成28年11月28日通知)

(※) 当該期間における通知については、上記に掲げた文面とほぼ同様の内容が記載されている。

主な自治体における登山計画審査会等の取組

都道府県名	審査会の有無/名称	委員の構成					対象	実施頻度	ガイドライン
		山岳連盟	高体連登山専門部	教育委員会	遡対協	その他			
栃木県	登山計画審査会	○	○	○ (スポーツ振興課長)	○	○ (警察)	県立高校 (私立は任意)	年3回	
静岡県	高等学校登山審査会	○	○	○			県立高校	年3回	高等学校登山の手引き
埼玉県	県立高等学校等が行う登山活動検討委員会		○	○			県立高校 (私立は任意)	年4回	
群馬県	実施計画審査会 (冬山のみ)	○ (今年度より)	○	○			県立高校	年1回	寒冷基礎訓練実施基準

別紙

登山計画審査会における審査項目

学校名 _____

1 行事名 _____

チェック	内 容	指 摘 事 項
2 目 的		
	①（学校行事）学校行事として実施校の教育方針に合致した目的であるか	
	②（部活動）教育活動の一環として、相応しい目的になっているか	
3 場 所		
	① 引率者・生徒のレベルから適切な山域か	
4 期 日		
	① 予備日を含め無理のない設定か （夏山は5泊6日以内）	
5 日程コース		
	① 登山口までの行程に無理はないか （1日の行動時間は8時間以内）	
	② 各地点ごとの時間設定は適切か	
	③ 全装行動・サブ行動の設定は適切か	
	④ 登山口から解散までの行程に無理はないか	
6 引率者・山歴		
	① 参加生徒に対して引率の人数は適切か （1パーティー 2名以上の引率者）	
	② 引率者情報の記入漏れはないか （氏名、年齢、住所、携帯電話番号、緊急連絡先、顧問歴、山歴）	
	③ 今回の山域に対して、引率者の山歴、力量は十分か （指導歴5年以上 過去の研修会等の受講歴）	
	④ ③の条件を満たしていない場合に、他校の登山指導者に協力依頼ができていますか	
7 参加者		
	① 参加生徒の情報の記入漏れはないか （氏名、年齢、性別、血液型、学年、住所、携帯電話番号、保護者の携帯電話番号、山歴）	
	② 保護者宛て同意書の様式が添付されているか	
8 装備計画		
	① 共同装備として過不足はないか （共同装備一覧より）	
	② 個人装備として過不足はないか （個人装備一覧より）	
	③ 行き先に適した通信用機器の準備があるか	
	④ 通信用機器の予備バッテリー等の準備があるか	
9 食糧計画		
	① 予備日を含め、十分な量が確保されているか （予備食・非常食含む）	

10 事前トレーニング計画・内容		
	① 山行前のトレーニングとして十分か	
11 事故防止及び救急対策		
(1) 荒天対策		
	① 事前の最新気象情報の入手方法は適切か(気象庁HPなど)	
	② 山行中の気象情報の入手方法は適切か(雷探知機、気象庁HPなど)	
	③ 荒天時における中止の判断材料は明記されているか	
	④ 気象情報の入手内容は適切か(降水、雷情報など)	
	⑤ エスケープルート(下山ルート)は、地点ごとに記載されているか	
	⑥ 避難場所(避難小屋)の記載はあるか	
(2) 救急対策		
	① 医療機関、管理小屋等の連絡先は明記されているか(フロー図)	
	② 緊急時の連絡体制は整っているか(フロー図)	
	③ 通信用機器(携帯電話、衛星電話、アマチュア無線)等の携行は十分か	
	④ 通信用機器の電波・通信状況のエリアの事前確認はしているか	
	⑤ 加入保険の会社名は具体的に記載してあるか(日山協の保険など)	
	⑥ 加入保険の補償は具体的に記載してあるか(けがや遭難者救助費用の補償があるか)	
(3) 事故防止対策		
	① 山行直前の最新山岳情報の入手方法は明記されているか	
	② 危険箇所の最新情報を確認しているか	
	③ 参加生徒の健康状態を確認しているか	
	④ 計画変更時の代替案を示しているか(学校行事・講習会の場合)	
	⑤ 計画変更時の相談先・報告先の記載はあるか	
	⑥ 定期的に学校(管理職)へ連絡することとなっているか	
12 緊急時の連絡先		
	① 緊急時の連絡体制(連絡網)は確立されているか	
	② 学校への連絡先は、昼・夜共に連絡可能な体制になっているか	
13 概念図(ルート図)		
	① ルートが示されているか	
	② 管理小屋等の避難場所が示されているか	
	③ 危険箇所が示されているか	
	④ 通信用機器の通信範囲が示されているか	
14 緊急時対応フロー図		
	① 管理小屋、地元医療機関、地元警察署の連絡先は明記されているか	
	② 緊急連絡担当者から警察・消防及び保護者までの連絡網が明記されているか	
	③ 登山計画書の提出先が明記されているか	
報告書の提出		平成 年 月 日